

調査事業に係る事後評価シート

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

法定協議会及び幹事会を適時に開催し、市営バス利用者アンケート調査、市民アンケート調査、ワークショップ等により、地域における公共交通の現状と課題を把握したうえで、地域公共交通に関する基本方針及び具体的な数値目標を設定した。

さらに、当該目標を達成するための具体的事業について、地域性に配慮しつつ、幅広く地域住民及び交通事業者などの関係機関の意見を踏まえながら検討を行い、連携計画としてまとめた。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

まず、地勢、人口推移・分布、運転免許者数、自動車保有台数、主要施設(医療機関、福祉施設、学校、大規模商業施設等)の立地状況、隣接市町との間の通勤・通学の状況、地域公共交通の経緯・サービス状況・利用状況・経営状況等に係るデータ・資料を整理した。

地域公共交通の必要性・利用可能性・サービスに対する改善要望等については、世帯向け市民アンケート調査の実施により、市営バスの利用実態・サービス改善要望等については、利用者アンケート調査の実施により、地域公共交通の課題や問題点を地域別(旧町村単位)に把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

山間部における人口減少や著しい高齢化、少子化等による通学流動の変化などにも配慮しながら、目標値や具体的施策の検討を行ったほか、商業施設や医療機関の立地状況を踏まえ問題点や課題を整理した。

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

市営バス利用者数及び現在の運行コストを整理・公表した上で、具体的な数値目標(利用者数、利用者一人あたりの市年間負担コスト)を設定した。この数値目標は、市民にもわかりやすく、かつ地域性も考慮した目標であるほか、達成状況を評価しやすいという特徴を有している。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市民アンケート調査、利用者アンケート調査及びワークショップの結果、また上位計画である本巢市第一次総合計画(平成18年3月策定)や本巢市都市計画マスタープラン(平成20年2月)の内容を踏まえ、地域公共交通に関する目標を設定した。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

数値目標を達成するため、各地域において市営バスの利用実態を整理し、それに対応すべき事業を選定した。
市営バス自体の利便性を向上する観点からは、フリー乗降制の導入、病院や商業施設など市民生活により密着した路線再編、高齢者無料制度の拡大等を選定した。

樽見鉄道など他の公共機関との接続強化による利用促進の観点からは、市営バスのダイヤの見直し、樽見鉄道と市営バスとの乗継無料制度の導入、駅の結節拠点化等を選定した。

広報宣伝及び啓蒙普及の観点からは、総合的な公共交通ガイドブックの作成、総合学習及びワークショップの開催等を選定した。

| |
|---|
| <p>自立性・持続性</p> |
| <p>1 事業の実施に向けての準備</p> |
| <p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> |
| <p>市営バス利用者数及び利用者一人あたりの市年間負担コストの数値目標を達成するため、主に利便性や相乗効果を高めるための公共交通のネットワーク化、公共交通に対する市民意識の醸成に重点を置き、ハード及びソフトの両面から事業を検討した。 事業の具体的内容や方法、スケジュールについては、検討にあたり、交通事業者(岐阜バス、樽見鉄道、根尾タクシー)はもとより、商業施設(モレラ岐阜、トミダヤ)、学校関係者(岐阜第一高等学校、岐阜工業高等専門学校、岐阜本巣特別支援学校、根尾小学校)などへもヒアリングを実施した。</p> |
| <p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> |
| <p>事業実施にあたっては、絶えず効果・影響を把握するために、乗降実態調査、利用者及び事業者・運転手アンケート調査を実施する予定である。 調査項目・方法やスケジュール等の詳細については、引き続き幹事会で検討を進め、法定協議会において報告・審議を行う予定である。</p> |
| <p>事業の実施主体が検討されたか。</p> |
| <p>市営バスの実証運行のうち、既定路線の見直しに係る運行については、現行の実施主体(根尾地域自主運行バス及びササユリは市、もとバスについては岐阜バス)を基本とする。なお、22年度から実施予定のJR穂積駅への運行については、交通事業者を実施主体とする方向で関係機関と協議を続ける。 広報宣伝や啓蒙などのソフト事業については、協議会が実施主体となっていく。 平成22年度以降に漸次予定の駐輪場整備や広域的交通結節点(トランジットセンター)のハード整備については、本巣市との契約に基づき協議会が主体となって実施する方法を検討中である。</p> |
| <p>2 事業の実施環境</p> |
| <p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p> |
| <p>平成21年度の市営バスの実証運行等については、総合事業(計画事業)による国費のほか、本巣市からの財政支出(運行受託者へは委託料、法定協議会へは負担金)による方向で現在調整を行っている。平成21年3月の本巣市議会に平成21年度予算案を提出し、市議会において審議予定である。</p> |
| <p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p> |
| <p>平成20年8月に実施した世帯向け市民アンケートにおいて、市営バスの利用実績及び運行コストを具体的数値で示したことにより、自治会長会などにおいても議論されるなど、公共交通に対する市民の関心は以前より高まりつつある。 平成20年11月に実施した地域住民による公共交通を考えるワークショップでは、今後も継続して開催していくことが合意形成されたほか、市内高等学校にあっては入学者確保の観点から21年度以降の市営バスをはじめとする公共交通機関の存続に向けた利用促進に積極的な姿勢が顕著である。 また、特に樽見鉄道の利用促進について、沿線の複数の事業所等が、CO2排出削減による環境対策と公共交通機関存続の観点から、職場ぐるみで従業員等にノーマイカーデーを呼びかけ公共交通機関の利用促進に取り組む機運が高まっており、樽見鉄道の「エコ切符事業」に対する協賛金の拠出を予定している事業所等もある。</p> |

| | |
|--|----------------|
| 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成 | |
| 1 | 協議会における審議体制等 |
| 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。 | |
| <p>法定協議会の審議事項は、協議会規約に規定されている。</p> <p>また、調査事業の進め方については、第1回の法定協議会で協議・承認されており、その後の第2回及び第3回法定協議会において、進捗状況や調査結果を報告し審議を行っている。</p> <p>今後の計画事業の実施・評価、連携計画の見直しについても法定協議会において行う予定である。</p> | |
| 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。 | |
| <p>法定協議会の構成員には、地域住民の代表として本巣市連合自治会長に参画していただいている。</p> <p>世帯向け市民アンケート調査や利用者アンケート調査、また、一般市民に対するパブリックコメントについては、いずれも法定協議会での協議を経て実施し、住民からの幅広い意見の集約とその反映に努めてきた。</p> <p>さらに、ワークショップを開催（H20年11月）したり、地域の各種会合等に出席して説明や意見交換を行うなど、住民の「生」の声を事業に反映する仕組みも講じている。</p> | |
| 2 | 協議会における審議 |
| 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。 | |
| <p>第1回法定協議会において、予算の承認、運営例規の整備のほか、調査事業の進め方について審議を経たうえで、調査事業に着手している。</p> <p>第2回及び第3回の法定協議会においては、幹事会の検討結果を含む進捗状況が報告されたほか、幹事会の検討結果に基づき連携計画（素案）について審議された。</p> <p>第4回法定協議会においては、連携計画の最終案について審議するとともに、調査事業全般に係る事後評価（案）が報告・審議されている。</p> <p>以上のように、調査事業の遂行にあたって適切に法定協議会が開催されている。</p> | |
| 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。 | |
| <p>法定協議会における協議結果を集大成したものと「本巣市地域公共交通総合連携計画（案）」及び参考資料を、インターネットや市役所における窓口閲覧により公開している。</p> <p>また、平成20年度内に、過去のものも含めて協議会に提出した資料をインターネットで公開することを準備中である。</p> | |
| 3 | 地域関係者の実質的な合意形成 |
| 地域公共交通に関する目標（案）やそれを達成するための事業（案）等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。 | |
| <p>目標（案）や事業（案）について、法定協議会あるいは幹事会における検討を経て、第4回協議会（平成21年1月26日）において連携計画の最終案が承認されている（予定）。</p> <p>これに先立ち、地域住民へはパブリックコメントにより連携計画（案）を公表して意見を募集したところ、計画に反対する意見は特に寄せられていない。また、寄せられた意見については、可能な限り計画に反映したほか、計画に反映しないまでも今後の計画事業の実施にあたって意見を踏まえて取り組むことをパブリックコメントの結果として2月に公表予定である。</p> <p>このほか、市議会に対しては平成20年12月定例会において連携計画（案）の概要について説明を行っている。</p> <p>以上のことから、地域関係者の実質的な合意は形成されていると考える。</p> <p>ただし、根尾地域のデマンド運行の一部導入については、導入の是非も含め利用しやすいデマンド方式などについて、引き続き地域住民との意見交換や会合等を重ねながら、地域の更なる合意形成を図っていく必要がある。</p> | |